

諮 問

砂糖の価格調整に関する法律（昭和 4 0 年法律第 1 0 9 号）
第 3 条第 3 項の規定に基づき、平成 2 0 砂糖年度の国内産糖の
目標生産費を、てん菜を原料として製造される国内産糖（てん
菜原料糖を除く。）にあつてはトン当たり 1 4 2 , 5 0 0 円、て
ん菜原料糖にあつてはトン当たり 1 1 9 , 5 0 0 円、さとうき
びを原料として製造される国内産糖にあつてはトン当たり 2 0
4 , 9 0 0 円と定めることについて、同条第 4 項の規定に基づ
き、食料・農業・農村政策審議会の意見を求める。

平成 1 6 年 9 月 6 日

農林水産大臣 亀 井 善 之

(説 明)

- 1 . 国内産糖の目標生産費については、砂糖の価格調整に関する法律第 3 条の規定に基づき政令で定める期間（ 5 年 ）ごとに定めることになっており、前回は平成 1 5 砂糖年度のものについて定めたので、今回は平成 2 0 砂糖年度のものについて定めることとしている。

今回定めることとしている目標生産費は、原料価格については平成 1 6 年産の甘味資源作物の最低生産者価格とし、製造経費については最近における製造経費の実績を基礎として算定したものであり、算定時の価格で表示することとしている。

なお、今後における国内産糖合理化目標価格の算定に用いられる国内産糖の目標生産費の額には、その算定時における物価その他の経済事情が勘案されることとなる。

- 2 . 国内産糖の目標生産費の算定に際し考慮した事項の概要は、次のとおりである。

(1) 甘味資源作物の生産の見通し

てん菜については、過去の生産の動向を基礎とし、合理

的な輪作体系の維持や直播栽培の普及等を考慮して定める。

また、さとうきびについては、過去の生産の動向を基礎とし、春植・株出の増加に伴う作型の変更や栽培技術の向上等を勘案して定める。

(2) 国内産糖製造事業の合理化の目標

てん菜糖

ア 原料てん菜の品質の向上を図ることにより、歩留りの上昇を見込む。

イ 製造事業全般にわたり、過去の実績を基礎として今後の合理化を見込む。

甘しゃ糖

ア 原料さとうきびの集荷管理の改善、優良品種の普及を図ることにより、歩留りの上昇を見込む。

イ 製造事業全般にわたり、過去の実績を基礎として今後の合理化を見込む。

(3) 粗糖の国際価格の動向

国際糖価は、昭和 4 9 砂糖年度及び昭和 5 5 砂糖年度を中心とする高騰期を経て、昭和 5 6 砂糖年度以降は若干の変動はあるものの、おおむね 1 0 セント / ポンド前後の水

準で推移した。

最近においては、生産が消費を大幅に上回る生産過剰の状況にあり、平成 9 / 10 年度（9 年 9 月～10 年 8 月）以降、在庫率が 4 割を超え、平成 14 / 15 年度においては、48%と高水準となっていることを反映して、国際価格は 8 セント / ポンド前後となっている。

3 . 結論

平成 16 年産の甘味資源作物の最低生産者価格及び国内産糖製造事業の最近における製造経費の実績を基礎とし、上記の甘味資源作物の生産の見通し、国内産糖製造事業の合理化の目標、粗糖の国際価格の動向を考慮して、平成 20 砂糖年度の国内産糖の目標生産費を、てん菜糖（てん菜原料糖を除く。）についてはトン当たり 142,500 円、てん菜原料糖についてはトン当たり 119,500 円、甘しゃ糖についてはトン当たり 204,900 円と定めることとする。